『議会と自治体』2012・12月号から転載

「四日市市公害防止計画」終了をめぐって

1

萩原 量吉

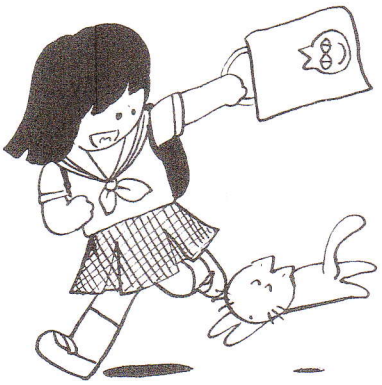

民主党政権は「地域主権改革」の名のもとに「この国のかたち、国と地方の政府のあり方の再構築」をはかるとして、相次いで第一次、第二次と数百本にものぼる「地域主権改革」一括法を成立させました。

国と地方のあり方について、国からの中央集権的な統制や監督、関与のしくみを縮小、廃止することや、権限移譲というのなら、人や財源もふくめた裏付けをおこなうことなどが必要です。その内容とねらいを検証することが求められていますが、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大をはかるとして、結局は「小さな政府」、「市場原理」、「規制緩和」を基本として国の責任を放棄するものとなってきています。そして、国が保障すべき最低基準を、「地域の実情」にあわせた引き下げや要件緩和などをおこない、重大な行政サービスの低下につながる危険性が具体的に出てきています。

本稿では、昨年八月に成立した「地域主権改革」一括法（第二次）の百八十八本の関係法のなかで、「環境基本法」の「改正」について、四日市公害の実情と課題に照らして、その問題点を指摘したいと思います。

公害防止計画の果たしてきた役割

これまで公害の著しい地域における公害防止計画の策定は、環境基本法にもとづき、環境大臣が防止計画の「策定を指示」し、都道府県知事が「計画を作成」し、大臣の「同意を得なければならない」とされていました。ところが今回の法改正で、この策定の指示が廃止され、都道府県知事が任意に「公害防止計画を作成することができる」と「改正」されました。

三重県は、この「改正」を待ってましたとばかりに、新たな公害防止計画を策定しないと決めました。しかも、この計画策定の中止を公害認定患者や県民をはじめ、マスコミ関係者や議会、環境審議会などにまったくあきらかにせず、こっそりと決めました。

私は、県知事に対して「なぜ、いまなお公害で苦しんでいる患者の人たちがおられるのに公害防止計画の策定をしないのか、公害が本当になくなったのか、事実でしめしてほしい」と二度にわたって公開質問状を提出、マスコミ各社も報道し、知事から文書回答をもらいましたが、「『公害が著しい』といった状況ではなくなった」と繰り返すだけで、まったくまともに答えていません。

四日市公害防止計画は、ちょうど四十年前の一九七二年、大気汚染公害をはじめて裁いた四日市公害訴訟の勝利判決にもとづいて、公害認定患者の救済、住民の健康保持、公害防止対策事業や地域の環境整備など、県・市は国からの財政援助も受け、さらに企業にも防止計画を提出させて、とりくまれてきました。

これまで五カ年計画で八期まで策定され、県・市は監視測定機器整備や健康被害予防・福祉対策、公園緑地整備、地盤沈下対策、下水道事業

など、五千七百二十九億六千万円を投入してきました。

また、企業関係では、測定機器の整備、義務づけ、煙道での汚染物質測定のテレメーター化、排煙脱硫・脱硝装置など、これまでに四千十億六千万円が投入され、対策がおこなわれてきました。

しかし、公害防止計画のいちばんの大目標であった、「住宅地と工場地帯の混在を解消する」ことについては、まったく手つかずのままで、いまなお工業専用地域のコンビナート工場と市民の住居地域が道路一本で隔てられたままです。

一部、住居が移転を余儀なくされ、また企業各社の社宅などはすべて遠く離れた丘陵地などに移転しましたが、小学校は文字どおり工場に隣接しています。

有害・有毒ガスを出しつづける企業の危険物、高圧ガスなどのパイプラインも住居の軒先をとおり、公害・災害の危険性にさらされつづけています。

これでなぜ、公害防止計画が必要ないのか、まさに、国や県・市の責任放棄であり、結果としてコンビナート大企業の資本を大喜びさせることになるでしょう。

四日市公害は本当になくなったのか

大企業の排出する大気汚染公害のもとで、やむにやまれず公害認定患者の九人が被告企業六社を相手に、健康被害の損害賠償を求めた四日市公害訴訟の判決（一九七二年七月）は、①被告企業六社の排出する亜硫酸ガスと患者の健康被害の因果関係を疫学を採用して立証し、企業の共同不法行為を認定しました。②また、もし企業各社が責任がない、とするなら、その工場からの有毒排ガスが原因でないということを企業自ら立証しなければ責任をまぬがれない、と挙証責任を企業側に転嫁するという画期的なものでした。③さらに、住居地域に隣接する地域（実は、戦前の海軍燃料廠跡地）に、調査、研究もせず工場群を相次いで立地したという、「立地選定の過失」を認め、大企業の利益第一主義、人命軽視を厳しく断罪するとともに、国・県・市の無責任きわまる「地域開発政策」そのものをも裁くものでした。

判決は「……企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきである。被告らは右のような努力を尽したとは認めがたい」とのべ、企業の経済性や利潤よりも、人命と健康が優先することを明確にしました。

この画期的な勝利判決にもとづいて、公害患者や弁護団、支援団体とともに、私も判決の前年、一九七一年から県議会議員として、被告企業六社の社長をはじめ、幹部らと直接交渉をし、控訴の断念とともに、工場内への立ち入り調査権を文書で確約させることができました。

一方、これら運動と議会内外の活動が相まって、県・市の公害行政を大きく変えさせてきました。

県公害防止条例の全面的改正とともに、硫黄酸化物の総量規制の導入と、工場の新増設の許可制を国に先がけて導入することができました。

また、ひきつづき一九七四年からは窒素酸化物の総量規制と、四日市港域におけるCOD（化学的酸素要求量）の水質総量規制も実施させることができました。

さらに、公害の未然防止のため環境影響評価（アセスメント）の指導要綱から条例化をはかるなど、公害防止計画の作成、実施とともに、四日市公害のかつての激甚的で深刻な汚染や被害を大きく改善させてきました。

しかし、いまなお、公害認定患者の苦しみは続いています。公害認定患者は現在四百三十人で、高齢化や病気に苦しまれ、これまでに自殺された方もふくめて、九百九十六人の方がたが亡くなられました。公害認定制度は財界・大企業の圧力によって一九八八年から打ち切られ、県・市独自の認定制度もつくられていないので、ぜんそく患者は増えているのに、公害による患者として認められていません。

大気汚染はいまなお深刻

さらに、大気汚染は大きく改善されつつありましたが、財界・企業か

3

らの環境基準緩和のまき返しによって、いまなお深刻です。

亜硫酸ガスについては、判決の年、一九七二年の排出総量（公害防止計画協力四十七工場）は年間七万一千五百四十八トンでしたが、二〇一〇年には千百九十八トンで、約六十分の一と大きく削減されてきました。環境基準はすでに一九七五年以降から達成されてきています。

一方、窒素酸化物については、判決の翌年の一九七三年の二万千四百十九トンから、二〇一〇年の四千八百七十二トン、約四分の一に削減されただけで、ゆるめられた環境基準ギリギリです。

この二つの有害汚染物質の減少の大きな違いは、亜硫酸ガスは裁判で直接、汚染の元凶として裁かれ、国の公害健康被害補償法によって汚染者負担の原則により、亜硫酸ガスの排出量にもとづいて、汚染賦課金が企業に課せられているからです。これまで、四日市地域の工場からは年間最高二十五億円が賦課金として徴収されてきたため、企業はいまなお亜硫酸ガスについては、減らす努力を続けているのです。

ところが、公害ぜんそくをより悪化させるという窒素酸化物の排出規制については、国の環境基準が二倍～三倍に緩和されたことに追随して、三重県でも一九七九年から改悪されました。

企業は環境税のような、汚染物の排出量に応じて賦課金を課せられる場合は徹底して削減努力するのに、お金が伴わないと緩和された環境基準のギリギリ最大限度まで、汚染物を排出しつづけるという資本の論理を見事に見せつけています。その他の、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどは、環境基準はまったく守られていません。

これでも「四日市公害はなくなった」と言えるのか、誰もが大きな疑問や怒りを抱いているだけに、県や市は、公害防止計画を策定しなくなった事実をひた隠しにせざるを得なかったのではないでしょうか。

厳しい公害・災害防止計画の策定をもとめる

四日市のコンビナート企業のなかには、高圧ガスのパイプの肉厚検査を実施せず、三年もまったく同じデータを出しつづけていた㈱東ソーや、最近でもホスゲンの製造施設の無届けや産業廃棄物を「リサイクル製品」と偽装して不法投棄をつづけていた石原産業、さらに排水の汚染データを改ざんしていた三菱化学など、相次いで企業のコンプライアンス違反、モラル低下があきらかになってきています。

公害防止計画によって汚染物質の削減の義務量をいっそう厳しく明確にして、工場・事業所の監視・指導を強化することこそ、切実に求められています。

これに逆行して、公害防止計画の作成をやめる県・市の責任放棄と、これを容認する環境省の姿勢には、何のための「地域主権」、「権限移譲」なのか、大きな怒りを感じています。

南海トラフの三連動地震による、津波やコンビナート災害の危険性もいっそう深刻に迫っているときだけに、四日市地域の公害・災害の総合的な防止計画の新たな策定を、住民参加で実現できるよう、努力したいと思っています。そのためにも、政治を大もとから変える、いまがチャンスのときとがんばる決意です。
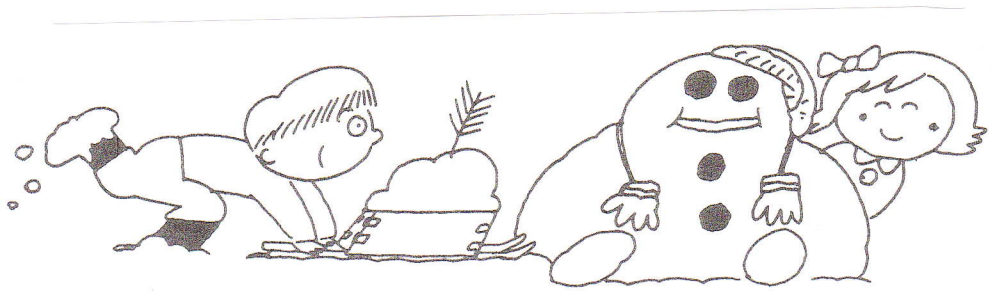
（はぎわら・りょうきち）